新潟県バドミントン協会個人情報保護管理規定

(目的)

第１条　本規定は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び関連する法令等に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、新潟県バドミントン協会（以下「協会」という。）における個人情報漏洩・滅失・毀損等（以下「漏洩等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(利用の目的)

第２条　協会は予め定めた利用目的の範囲内で、個人情報を取り扱うものとする。

２　前項の規定に係らず、協会は利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は予め本人の同意を得ることとする。

３　前２項の規定に係らず、協会は法の定めに基づく場合に限り、本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

(管理組織等)

第３条　協会に個人情報管理責任者を置き、総務委員長をもってこれに充てる。

２　協会は加盟団体及び組合員からの個人情報の取り扱いに関する苦情または相談の窓口を協会事務局に設置する。

(個人情報保護管理責任者の責務)

第４条　個人情報保護管理責任者は、個人情報の徹底が図られるよう、各種の安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託者の監督等を適切に行い、協会の個人情報保護に関して必要な事項全般を管理する。

２　個人情報保護管理責任者は、個人情報保護の徹底に関して監査を毎年１回実施し、当該監査により問題点があった場合には、速やかに必要な措置を講じることとする。

(守秘義務)

第５条　協会役員は、業務上知り得た個人データの漏洩等または不当な目的への使用をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする.

(個人情報データベース等の管理)

第６条　個人情報データベース等を取り扱う権限を与えられた役員は、職務遂行上必要な限りにおいて個人情報データベース等を取り扱うことができる。

２　個人情報データベース等への不正なアクセス並びに故意または過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、会長が別に定めることができる。

(教育及び研修)

第７条　協会は個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう、役員

に対し、個人情報保護に関して必要な教育及び研修を行う。

(個人情報の廃棄及び消去)

第８条　個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

２　コンピュータ及び磁気媒体の廃棄または転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、コンピュータ及び磁気媒体等の中の個人情報を復元不可能な状態にしなければならない。

(外部委託)

第９条　個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

(1) 当該個人情報を委託契約の範囲以外に利用しないこと

(2) 当該個人情報の加工・改ざん及び複写または複製をしないこと（委託契約の範囲内のものは除く）

(3) 利用目的達成後の当該個人情報は、協会に返却または委託先において適切かつ確実に廃棄もしくは消去すること

(4) 当該個人情報の漏洩等または盗用をしないこと。契約終了後も同様とする

(5) 前４号に違反した場合及び違反により事故が発生した場合には、直ちに協会に報告を行うこと

(6) 第１号から第４号に違反したことにより協会に損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと

(7) 当該個人情報の取り扱いの再委託を行う場合は、協会にその旨を文書で報告すること。また、再委託先において前６号の規定を遵守させること

(第三者提供)

第10条　協会は第三者が次の各号に掲げる事項を遵守することを了承した場合に限り、個人情報を当該第三者に提供することができる。

(1) 当該個人情報の改ざん及び複写または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）をしないこと

(2) 当該個人情報の保管期間を明確にすること

(3) 利用目的達成後の当該個人情報は、協会に返却または提供先において適切かつ確実に廃棄もしくは消去すること

(4) 当該個人情報の漏洩等または盗用をしないこと

２　前項の第三者提供を行う場合は、協会は予め本人の同意を得ることとする。

３　前２項の規定に係らず、協会は法の定めに基づく場合に限り本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供することができる。

４　第２項の規定に係らず、協会は予め次の各号に掲げる事項を本人に通知または公表した場合は、本人の同意を得ることなく、個人情報を当該第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供する個人情報の項目
(3) 第三者への提供の手段または方法
(4) 本人の求めに応じて、当該本人の識別される個人情報の第三者への提供を停止すること

5 協会は他の個人情報取扱事業者または行政機関が保有する個人情報等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。

(損害賠償)

第11条 協会役員は個人情報漏洩等により協会に損害を及ぼしたときは、賠償の責を追うことがある。

(実施規定)

第12条 この規定に定めるもののほか、協会における個人情報保護に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この規定は、平成17年4月1日から施行する。